

総務文教常任委員会記録

平成30年2月21日

【開催日】 平成30年2月21日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時46分

【出席委員】

委員長	河野朋子	副委員長	伊場勇
委員	笹木慶之	委員	高松秀樹
委員	長谷川知司	委員	宮本政志
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	芳司修重
人事課長	辻村征宏	人事課給与係長	林善行
税務課長	藤山雅之	税務課課長補佐	伊與木登
総合政策部長	川地諭	公営競技事務所長	上田泰正
公営競技事務所副所長	大下賢二		

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	議事係長	中村潤之介
------	-----	------	-------

【審査内容】

- 1 議案第8号 平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について（公営）
- 2 議案第12号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について（人事）

- 3 議案第13号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 4 議案第14号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 5 議案第15号 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 6 承認第3号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について (税務)
- 7 請願第1号 埴生地区複合施設建設に伴うJアラート設置についてに係る審査日程等について

午前9時 開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただ今から総務文教常任委員会を開会いたします。審査に入ります前に少し訂正があります。審査内容をお手元にお配りしておりますが、審査内容の1番と2番を入れ替えまして審査の都合上、進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。それでは審査番号2番の議案第12号について執行部の説明を。

辻村人事課長 議案第12号、山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。このたびの改正は、職員の給与については、国の給与改正に準じて同様の改正を行っております。今年度、国は人事院勧告に基づき、職員の給料及び期末手当を引き上げており、国

に準じて職員の給料を平均0.19%引き上げるとともに、勤勉手当についても支給月数を0.1月引き上げるものです。なお、今回の改正は、平成29年4月1日から適用するものとなっております。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

長谷川知司委員 再任用の級の決め方というのはどのようになっているのか教えてもらえますか。

辻村人事課長 規則にそれぞれの級というのを定めておりまして、それに基づいて原則、それぞれ再任用の級は決めております。

長谷川知司委員 学芸員とか市にいらっしゃいますね、この方の給料待遇は妥当だと考えちゃってですか。今回のこれには関係ないかもしれませんが。

辻村人事課長 正規職員としては学芸員はおりません。任期付きとしておりますので、他の任期付き等とのバランスというか、全体の中で給与は決めさせていただいております。

長谷川知司委員 学芸員になるためには相当の努力とか研究されていらっしゃいますので、その方たちの待遇はどうなのかがありますので、これは次回また質問させてください。

笹木慶之委員 長谷川委員のほうから再任用のことについての質問がありましたが、再任用の場合には退職前の給与との関係は、どのようになっているんでしょうか、例えば何割保証するとか。もう1点はそれぞれの退職時の役職によって、退職時の給与が違うわけですが、その辺りとの兼ね合い等についてお聞きします。

辻村人事課長 再任用につきましては、いろいろな定め方があるとは思いますが

けど、山陽小野田市の場合には要綱を定めて、それに基づいて級を決めているということで、在職時の給料を何パーセント保証するというような制度設計にはなっておりません。

笹木慶之委員 そのこのところが分からんから聞いているわけで、だからどうなっているというところが聞きたいんですがね。例えば、人によって差があるのか、それについてはどのような基準でなっているのかというあらましを教えてくださいたいと思います。

辻村人事課長 基本的には人によって差があるという形ではなく、ほぼ一律という形にはなっています。

笹木慶之委員 どうもよく分からんですが、人によって差がないということなんですが、職務によって差が出てくるんですか。

辻村人事課長 最初に長谷川委員から質問ありましたが、規則、それに基づいて要綱にも定めまして、現在は職員については一律の級の給料を適用させていただいております。

笹木慶之委員 最後に確認ですが、どなたも再任用になるときには同じ金額で動くというように理解していいんですね。

辻村人事課長 そのとおりです。

河野朋子委員長 その辺り明確に最初に言っていただけたら分かりやすかったと思いますけど。質問が何回も行き交いましたので。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論に入りますが、討論はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決をします。本議案について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様です。では入替えをお願いします。

(執行部入替え)

河野朋子委員長 それでは審査番号1番ですが、議案第8号について審査をいたしますので、執行部の説明をお願いいたします。

大下公営競技事務所副所長 議案第8号平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3回)について御説明します。このたびの補正は、国の人事院勧告に準じた給与改正に伴う人件費の調整によるものであります。なお、歳出の組替えにより対応することから、これに伴う予算総額の変更はありません。補正の内容としては、歳出において人件費の調整として、全体で18万7,000円を増額し、調整として予備費で同額の18万7,000円を減額しています。予算書5ページ及び6ページ、1款競走事業費、1項総務管理費、1目一般管理費、18万7,000円の増額の内訳は、2節給料が2万2,000円の増額、3節職員手当等が13万9,000円の増額、4節共済費が2万6,000円の増額となっています。また、調整として予備費18万7,000円を減額しています。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 この件につきましては人件費のところでは先ほどの条例と関わってまいりますので、その部分の補正ということですが、質疑があれば受けます。(「なし」と呼ぶ者あり) 質疑なしということですのでよろしいですか。それでは質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしということで、本議案について採決

をします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。

(執行部入替え)

河野朋子委員長 それでは審査を続け、審査番号3番、議案第13号について審査をします。

辻村人事課長 議案第13号は、山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。市長等の給与については、国の改正に準じて改正する職員の期末勤勉手当と同様の措置を行うもので、職員と同様0.1月分引き上げるものです。今回の改正についても職員と同様、平成29年4月1日から適用します。

河野朋子委員長 この件について質疑を受けます。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切り、討論はなしということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）討論もなしということで、本議案について採決します。議案第13号本議案について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様です。続きまして第14号に入ります。よろしく願いいたします。

辻村人事課長 議案第14号、山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について説明します。市議会議員の期末手当については、国会議員に準じて改正しており、今年度、国会議員の期末手当が改正されたことから、国に準じて市議会議員の期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものです。今回の改正は、平成29年4月1日から適用します。また、今年度開催した特別職報酬等審議会において、市議会議員の報酬については、削減額を現行の10%から5%に変更するよう答申がなされたことから、これを尊重して同様の5%とする改正をするものです。この改正は、平成30年4月1日から施行することとしています。

河野朋子委員長 質疑を受けます。質疑はありますか。

高松秀樹委員 報酬審が開催されたんですが、これはホームページ上に会議録等は記載されているんですか。

辻村人事課長 結果をすぐに公表するようにしております。最終的に公表しているか確認はしていませんけど、一応公表するようにしております。

河野朋子委員長 ホームページ上には今日現在、公表はされておられません。

辻村人事課長 申し訳ございません。早急に載せたいと思います。済みませんでした。

高松秀樹委員 載っていないと思うんですけど、報酬審が何回、いつ開催されて、報酬審の委員、報酬審だからトップは会長になるんですかね、会長がどなたでという情報を教えてくださいませんか。

辻村人事課長 報酬審の名簿は持っていませんけども、構成については山陽と小野田の商工会議所からの推薦者ということと、山陽と小野田の医師

会からの推薦者、文化協会、体育協会からの推薦者、あとは公募の委員と青年会議所からの推薦者、計10名ですけども、会長は小野田の商工会議所から推薦いただいた江田さんをお願いしております。会議については11月30日から計4回開催させていただいて、1月に答申をいただいています。

高松秀樹委員 会議所から出られた方とか、青年会議所出られた方と、これはどういう位置付けで出られているんですか、学識経験者ですか。

辻村人事課長 市内の公的団体からの推薦者というところで、推薦を。こちらのほうではどの団体を選ぶかというのは市長との協議ですけれども、団体を選んで推薦をいただいています。

高松秀樹委員 公的団体からの推薦者という人の報酬審での意見は、個人の意見を言われるんですか、それとも公的団体の意見を言われるんですか。

辻村人事課長 推薦者個人の意見を、それぞれの団体からのどういう形で団体に戻って、情報が戻っているのかというのは確認しておりませんが、基本的には個人で発言いただいているものと考えております。

高松秀樹委員 個人の意見を言うということは、公的団体に対して、単に人を出してくださいということで出していただいたという理解になるんですか。それでよろしいですか。

辻村人事課長 報酬審議会をするということでこれにふさわしい方を出していただいたというふうに考えております。

高松秀樹委員 最後に近年、議会側の意見を聞こうという話も報酬審であったかと、過去にですね。今回は議会側のどなたかを呼んで、議会側の活動とかそういう意見を聞いたということはあるんですか。

辻村人事課長 このたびはありません。審議会の中でこのたびは呼ばなくていいという話がありましたので、今回呼んでおりません。

高松秀樹委員 審議会の審議の内容について言うのではないんですが、例えば議員の報酬を審議する際に議会活動をしっかり理解できているというのが僕は大前提だと思うんですが、そういう報酬審の中で、呼ばなくてもいいというふうに決まったということですが、それはどういう考えでそういう形になったんでしょうか。

芳司総務部長 報酬審については2年に1度開催をさせていただいておりますが、今回の10名の委員の中で2年前にも委員をしていただいた方もおられました。2年前に議員の方を議会のほうからお呼びしてどういった活動をしているかという御説明は受けていますので、今回は必要ないという判断であったと記憶しています。

長谷川知司委員 前回は委員されて、今回も同じように委員されているという方が何名いらっしゃるんですか。

辻村人事課長 5名程度いらっしゃると思います。

高松秀樹委員 議案でこうして出てね、報酬審の意見はもちろん尊重してしっかり議決はしたいと思うんですが、その際に過去はホームページに会議録がアップされていて、どういう議論がなされているのかというのを我々見て、判断をしておったんですが、今回はそういう判断材料が全くなくて、議案として出て「さあどうですか」と。もちろん尊重はするんですが、私たち議決する以上は審議内容をやっぱり見てみたいというのがありますので、そこはしっかり会議録を早めに出していただいて、終わったのは大分前に終わったと聞いていますので、そういう形で今後は是非していただかないと、私たちも審議対象にならないと思いますので、

是非そこはよろしくお願いします。

河野朋子委員長 ちょっと今訂正しますが、先ほどのホームページの件で私が公表されておられませんと言ったのは、答申が公表されていないということであって、会議録は3回目までは公表されておりました。4回目は公表されておられませんし、それも審議会の会議録公開というところの欄には全く公表されておられません。人事課の組織のほうに入っていて、特別職の審議会というところに入れば、今の3回目までは公表されておりましたし、答申が表に出ていないということが私も今指摘しようと思いましたが、委員からもありましたので、今回の議案を審議するに当たっては、やはり答申を基にこういった議論出されておりますので、その根拠となる答申をきちんと準備して、資料として出していただくということが、ないといけないということは委員長としても思っておりますので、その辺資料として出していただけますか。今から。

小野泰議長 それと、委員の名簿も提出できるのであればお願いします。

河野朋子委員長 今から資料を準備していただくということで少し休憩を取らせていただきます。資料がそろい次第。暫時休憩ということでよろしくをお願いいたします。

午前9時19分 休憩

午前9時28分 再開

河野朋子委員長 委員会を再開します。資料が整いましたので、資料についての説明を。

辻村人事課長 大変失礼しました。答申書についてお配りしております。全部で4ページありますが、後ろの2ページに名簿と開催日時が入ってお

ります。これを合わせて答申として公表する予定にしておりますけども、開催日時については、最後にありますように11月30日を1回目として1月11日の第4回まで計4回しています。その前にあります委員名簿については、御覧のとおり全部で10名。前回と同じ方については上から三番目の小松さんと医師会の田中さん、連合の長楽さん、文化協会、体育協会の温井さんと平中さん、医師会の藤村さん。これの方が前回と同じ委員だったところです。

河野朋子委員長 審議会の会議録の公開のことですけど、これは取決めがあるんですかね。会議の終了後いつぐらいまでにとかいうのはどうでしたか。

辻村人事課長 速やかに公表するようになっておりますので、公表できなかったことはおわび申し上げます。

河野朋子委員長 よろしくお願ひします。資料がそろいましたので、これを踏まえて質疑を続けたいと思います。

高松秀樹委員 今委員長が言ったことの続きなんですが、私もホームページで審議会の会議録公開をクリックすると、いわゆるいろいろな審議会があって、そこをさらにクリックすると会議録が出るんですよ。私はそこから入って、なかったんですよ。委員長は違うところから入って、あったということで、ちょっとホームページがどういう構造なのか分かりませんが、例えば普通の市民の皆さんは頭のページから入るはずなんですよ。これは辻村課長が悪いという話ではなくて、行政全体でホームページのそういうたどり着き方が非常に難しくなっているような気がしますので、是非そこは改善をしていただきたいと思います。それと最後のページに開催状況がありますが、これは2回、3回目で実質審議が行われたとなっているんですが、それぞれどのぐらいの時間をされたのか教えてもらえますか。

辻村人事課長 最初は説明等がありますので、2時間弱、1時間半以上掛かっていますけど、大体それぞれ1時間半程度は十分掛かっています。正確な時間は済みません、曖昧なことを言ったら申し訳ありませんので、一応その程度だということです。審議会の状況については、そちらから入れるようにすぐに対応したいと思います。申し訳ございません。

河野朋子委員長 この答申に基づいて議案が出されているということを踏まえて、質疑はよろしいですか。

高松秀樹委員 前回も附帯意見というのが付いていたと思うんですよ。附帯意見は今回の報酬審のいわゆる議論の中で議論をきちんとされているのですか。

辻村人事課長 基本的に附帯意見というのはあくまでも附帯意見ですので、報酬等に審議をしていただいたと。それ以外に何か委員の中でそういう意見がある中で、必要があれば附帯意見として載せることも可能だということをお示ししております。それに基づいて出てきたのが今回の附帯意見ということなんで、附帯意見を付けてくださいという話は特にこちらのほうはしていませんので、審議の過程の中で審議の回答としては載せられないものについて、委員としていきたい、審議会として載せたいものを附帯意見として載せるので、それについて今回はこういう形での附帯が出てきたということです。

高松秀樹委員 今回じゃなくて前回も、2年前も附帯意見が付いていますよね。つまり今回こうやって附帯意見が付いて、見ると「今後検討されたい」と。我々の報酬を検討するのはあくまでも報酬審であるはずですよ。なら、次の報酬審でこれが検討されるべきだと思うんですが、2年前の報酬審でこの附帯意見がありましたよね、たしか、それを今回の報酬審で検討されたのかどうか。

辻村人事課長 前回、附帯意見を提示して審議するという形はとっていませんでしたが、委員の中に当然前回からの委員がいらっしゃってこういう附帯意見があったということで、これはどうなのかという話は出ていましたけども、そういう形での審議はありました。

宮本政志委員 前々回、公募委員で報酬審議会に出ていますが、議会の関係者が2回ぐらい報酬審議会に出席しています。我々も公募委員として勉強しては出ますが、分からないことを丁寧に説明していただきました。たしか局長と議員もいらっしゃったのではないかと思います、やはり議会関係者や事務局は報酬審議会に出席してもらって、しっかり資料を出し、説明するというのを次回もしていただきたいと思います。

河野朋子委員長 意見ということでもいいですか。

古川副市長 前々回、前回に議会から出たのは局長であった私です。当時、宮本議員からいろいろ御質問を受けたところです。先ほども人事課長が申しましたとおり、議会から出ていただきたいというのは、やはり審議会の中で審議するわけですが、そこで事務局が出てもなかなか言いづらいうところもあります。やはり議会の活動を生の声で届けることが大切だということもありますので、今後は議員の活動、議会の活動を審議会ですす中で審査をしていただくという方向には、事務局が率先して言うわけではないですが、委員等と調整する中で進めていきたいと考えています。

高松秀樹委員 当面支給すべき報酬及び給料の額の2番目のところに、市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者のことが書いてありますが、これを見ると、類似団体との比較の中で、期末手当及び退職手当の支給状況から、現行のまま減額率10%とありますが、この期末手当とか退職手当というのは特別職の給料の掛け率で、全国一緒ではないですか。違うんですか。

辻村人事課長 全国様々です。バラバラではなく何種類かに分かれていますが、全国それぞれの自治体で判断しますので、率も違います。

高松秀樹委員 特別職については期末手当及び退職手当が類似団体より多いということで、給料の10%減額をそのまま据え置くということが書いてあるということですね。

辻村人事課長 おっしゃる内容で判断があったということです。

河野朋子委員長 当日の資料で、その辺は全部出ていましたし、類似団体の順位も挙がっていましたので、それを議論されたのだと思います。質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。討論はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）討論なしで、採決に移ります。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして議案第15号に移ります。説明をお願いします。

辻村人事課長 議案第15号、山陽小野田市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定についてです。今年度、国の退職手当の見直しが行われ、調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げられたことから、これに準じて職員の退職手当についても同様の改正を行うものです。この改正は、公布の日から施行します。また、これまで山陽小野田市では他の地方公務員及び国家公務員が職員となった場合、他の地方公務員及び国家公務員での勤続期間と本市での勤続期間を通算する規定を設けておりませんでした。来年度山口県から職員を派遣していただくという中で、この通算規定を算定することで来られる方の不利益にならないということを考えて、他の地方公務員又は国家公務員から引き継い

て本市の職員となった場合及び本市の職員から引き続き他の地方公務員又は国家公務員となった場合に、勤続期間を通算できるよう所要の改正するものです。この改正は、平成30年4月1日から施行します。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

笹木慶之委員 通算ルールの件ですが、これは確認でお尋ねします。施行日以前の事例についてはどうなるんですか。

辻村人事課長 このたびの改正につきましては今後と考えております。今後4月1日以降、これに関わる方のみ適用させていただきたいと考えております。

笹木慶之委員 これまでも県に出向したり、国に行ったりしていますが、それはどうなっていますか。

辻村人事課長 これまでも県に若手職員等を派遣等していますが、これは研修の一環で、本市に籍を置いて、それぞれの自治体に行っておりましたので、市としての職員の勤続期間には通算されております。このたびは県の期間が一度切れる。退職という形を取りますので、一度市の職員になります。その方については期間を経過すれば戻るということもありますので、それについて最終的に退職されるときに、本人に不利益にならないように勤続期間を通算したいという条例改正でございます。

笹木慶之委員 もう一点確認します。旧山陽町の退職手当については退職手当組合条例の適用でした。これは通算ルールがあったんです。合併によってどうこうということはないですね。

辻村人事課長 合併時にはその違いはありましたので、合併時にそれまでのことについて不利益がないようにしています。

笹木慶之委員 意見として申し上げます。通算ルールというのは現状を把握する中で、私は必要だと思えます。適切な措置だと思えますが、国からや他の団体からの通算というのは特に医療関係者が非常に多いです。それらも含めて考えたときに、今回の改正は非常に有効的な改正であると理解します。

河野朋子委員長 ほかによろしいですか。質疑を打ち切ります。討論はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決いたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。それでは審査番号6番、承認第3号について説明をお願いします。

藤山税務課長 それでは税務課から、承認第3号の山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について御説明します。今回の条例改正は、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年12月18日と12月26日に、それぞれ公布され、いずれの省令も平成30年1月1日から施行されまして、直ちに市税条例の改正を行う必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年12月28日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。お手元に参考資料「山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分の概要」をお配りしておりますが、専決処分する内容は省令の改正に伴う市税条例の条ずれ、項ずれの改正でして、条例の内容自体の改正はありません。なお、改正箇所の市税条例の内容については概要資料の下のおりで、第36条の2第2項は、市民税の申告について、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下の者は、一般の申告書とは別に市長が定める簡易な申告書を市長

に提出する、というものです。また、第54条第7項は、家屋の所有者以外の者が、家屋に建築設備、間仕切り等の附帯設備を取り付け、これらの附帯設備が家屋に付合する場合、当該附帯設備について家屋の所有者に固定資産税を課税するが、当該附帯設備について、家屋の所有者ではない、例えばテナントのような者が事業をするために取り付けたものであれば、取り付けたテナントを所有者とみなし、当該附帯設備を償却資産として課税する、というものです。説明は以上です。

河野朋子委員長 質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは承認第3号について採決いたします。承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は承認すべきものと決しました。

（執行部退席）

河野朋子委員長 引き続き審査番号7番の請願第1号について、この審査日程について協議をしたいと思います。請願第1号の埴生地区複合施設建設に伴うJアラート設置についての請願がこの委員会に付託されておりますが、この審査日程について調整したいと思います。現在、請願者について7日の午後1時に来ていただいて、請願者の意見を聞きたいと思いますが、その件についてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では7日の午後1時に請願者から意見を聞くということにしたいと思います。それを受け、委員会で請願について審議をしたいと思います。Jアラートについて、事業をピックアップしております。それが13日の分科会で全て終了しますので、その分科会審査終了後に請願について審議したらどうかと提案しますが、いかがですか。（「それで、いいでしょう」と呼ぶ者あり）請願者から意見を聞き、分科会でJアラートの事業

